

調達管理番号・案件名
25a00106_アフリカ地域(広域)サブサハラアフリカ衛星技術とドローンを活用した地下水資源探査に関する情報収集・確認調査(一般競争入札(総合評価落札方式-ランプサム型))

質問と回答は以下のとおりです。

2025年4月18日

質問番号	ページ	項目	質問内容	回答
1	0	現地JICA事務所への訪問	現地渡航にあたって、JICAモザンビーク事務所やJICAマラウイ事務所を訪問する必要がありますでしょうか？	活動の開始時と終了時は、適宜訪問し報告をお願いします。
2	1	(4)契約履行期間(予定)	ドローンを日本から持ち出して作業を行う場合、先方の受け入れ会社の選定等、現地でのドローン調査が可能な条件となるまでに、数ヶ月の時間を費やすことが想定されます。このため、もし手続きが長引き、業務期間内に遂行できない場合、業務の延長は可能でしょうか。	原則として業務期間の延長は想定しておりません。 第3条(1)、(2)に記載しましたとおり、日本からドローンを持ち出す方法での所要期間や課題を整理いただいたうえで、JICA主管課と協議いただきつつ、本調査において最も現実的な方法で実施いただく考えです。
3	12	第2章 特記仕様書案 第3条 調査実施の留意事項 (2)ドローン使用許可取得までの段取り	ドローン飛行監視員が割り当てられ、旅費及び日当の負担が求められた。と記載がありますが、この日当はどの規定の日当単価を使用すべきかかご教授いただければ幸いです。 日当だけで宿泊費は不要と理解で宜しいでしょうか。	CENACARTAおよび国防省の職員にかかる費用は、1日あたりそれぞれ6,000メティカル(MZM)で、すべての費用を含んでいました。これに加えて、マブトナンブラ間の航空運賃が必要でした。
4	12	第2章 特記仕様書案 第3条 調査実施の留意事項 (3)空撮及び空中電磁探査対象地域の選定	モザンビーク国ナンブラ市の空撮データは、実施済み調査の元データをすべて共有いただけるという認識でよろしいでしょうか。	実施済み調査の元データをすべて共有します。
5	13	(5)空中電磁探査	モザンビークの空中電気探査数量について、「モザンビークでは、ナンブラ市給水システム改善計画準備調査で予定されている水平電気探査の数量を最低限満たしつつ、ドローンの特性を活かせるような仕様とする。」とされています。予定されている数量とは、添付ドローン空中写真報告書15P(表3.3)に示された、詳細ののべ31箇所の理解で良いでしょうか？この場合にN-7詳細位置、N-5の詳細4測線の位置が不明瞭で判断出来ません。また、説明書P12では、「従来型の物理探査(水平電気探査)及びドローンによる電気探査を比較し」とあり、前回探査の5測線および先行探査の24測線についても、空中電磁探査の対象とする(結果として5+24+31計60測線)ことでしょうか？	ナンブラ市給水システム改善計画準備調査で予定されている水平電気探査の数量は、調査の進捗を経て、先行24箇所と詳細32箇所の合計56箇所になります(前回探査の5箇所は含みません)。ちなみに水平電気探査の1箇所の測線長が310mとなっていますが、水平電気探査の特性により探査結果の断面図の幅は260mで井戸の掘削位置が判断できる精度の高い部分は200m幅程度となっています。 ドローン空中写真報告書の測線の詳細位置については、現場の状況で変更がありえ、先行探査の結果で詳細探査の位置は見直されますので、決まったものではありません。なお本件では、類似の探査範囲と数量で、両手法の精度やコストや手間を比較したいと考えています。水平電気探査とドローンによる空中電磁探査は特性が異なるため、水平電気探査の精度や数量的な仕様を満たしつつも、空中電磁探査の特性を生かして花崗岩地帯で井戸群の候補地を抽出するという目的で仕様を検討ください。
6	13	第2章 特記仕様書案 第3条 調査実施の留意事項 (5)空中電磁探査の計画及び仕様の決定	「ドローンによる電磁探査範囲を絞り込み、費用対効果を考慮して仕様を決める」とありますが、効果を比較する比較元となる費用については、どのような内容を想定されていますでしょうか。	マラウイではまだ電磁探査対象範囲が決まっていないため、適切な範囲と電磁探査費の規模感で仕様を決めていくという意図です。

7	13	第2章 特記仕様書案 第3条 調査実施の留意事項 (5)空中電磁探査の計画及び仕様の決定	「最終的には、JICAと協議のもと、空中電磁探査の計画及び仕様を決定すること」となっているため、仕様は現時点で未確定であると認識しました。それであれば、空中電磁探査の部分は、定額計上にしていただきたいと思いますがいりますが、いかがでしょうか。	ご指摘のとおり、定額計上に変更し、入札説明書の記載を以下に修正いたします。 別紙2 自然条件調査仕様書(案)(2)内容に以下を追記。 「これに必要な業務量は、両国それぞれで、日本人技術者1名、現地備人2名(補助員と作業員)それぞれ15日間を想定する。」 第3章 3. (3)定額計上について： (3) 定額計上について⁴⁾ 口本案件は定額計上はありません。⁴⁾ ■本案件は定額計上があります (8,000,000 円 (税別))。⁴⁾ □以下の費目を定額計上します。定額計上からは契約締結時に契約金額に加算して契約しますので、技術提案書の提出時の見積には含めないでください。⁴⁾ ⁴⁾ 定額として計上する経費は契約開始後に内容を確定します。精算報告の対象となり、証書書類に基づいて実額精算します。⁴⁾ <table><tr><th>⁴⁾ 対象とする経費⁴⁾</th><th>⁴⁾ 該当箇所⁴⁾</th><th>⁴⁾ 金額 (税抜き)⁴⁾</th><th>⁴⁾ 金額に含まれる範囲⁴⁾</th><th>⁴⁾ 費用項目⁴⁾</th></tr><tr><td>1) ドローンによる空撮及び電磁探査にかかる経費⁴⁾</td><td>「別紙2 自然条件調査仕様書(案)」の「(1) ドローンによる空中写真撮影及び判読」及び「(2) ドローンによる電磁探査」⁴⁾</td><td>8,000,000 円⁴⁾</td><td>調査実施のために必要な機材費一式⁴⁾</td><td>機材費⁴⁾</td></tr></table> ⁴⁾	⁴⁾ 対象とする経費 ⁴⁾	⁴⁾ 該当箇所 ⁴⁾	⁴⁾ 金額 (税抜き) ⁴⁾	⁴⁾ 金額に含まれる範囲 ⁴⁾	⁴⁾ 費用項目 ⁴⁾	1) ドローンによる空撮及び電磁探査にかかる経費 ⁴⁾	「別紙2 自然条件調査仕様書(案)」の「(1) ドローンによる空中写真撮影及び判読」及び「(2) ドローンによる電磁探査」 ⁴⁾	8,000,000 円 ⁴⁾	調査実施のために必要な機材費一式 ⁴⁾	機材費 ⁴⁾
⁴⁾ 対象とする経費 ⁴⁾	⁴⁾ 該当箇所 ⁴⁾	⁴⁾ 金額 (税抜き) ⁴⁾	⁴⁾ 金額に含まれる範囲 ⁴⁾	⁴⁾ 費用項目 ⁴⁾										
1) ドローンによる空撮及び電磁探査にかかる経費 ⁴⁾	「別紙2 自然条件調査仕様書(案)」の「(1) ドローンによる空中写真撮影及び判読」及び「(2) ドローンによる電磁探査」 ⁴⁾	8,000,000 円 ⁴⁾	調査実施のために必要な機材費一式 ⁴⁾	機材費 ⁴⁾										
8	14	第3条 (6) 地下水開発分野人材への知見共有セミナーの企画及び実施	20名程度を対象とするセミナーの実施のために、貴機構の会議室を無償で使用させて頂くことは可能でしょうか？もしくは、会場費を見積に計上する必要がございますでしょうか？	JICA施設の利用が可能です。会場費は計上不要です。										
9	14	第2章 特記仕様書、第3条 調査実施の留意事項、(6)地下水開発分野人材への知見共有セミナーの企画及び実施	セミナー会場については、JICAの施設(JICA東京等)を無料で利用する想定でよろしいでしょうか？また、その際に利用できる機材(机、椅子、プロジェクター、WIFI等を想定)についてご教示いただけますでしょうか？	上記質問8への回答のとおりです。 設営形態、常設備品はURLをご参照ください。施設のWifiを使用可能です。 https://www.jica.go.jp/Resource/hiroba/about/exchange/conference_room/prmiv10000002exp-att/index_01.pdf										
10	14	第2章 特記仕様書、第3条 調査実施の留意事項、(6)地下水開発分野人材への知見共有セミナーの企画及び実施	セミナーの実施において、本業務の従事者以外に講師を依頼する場合や、特記仕様書第5条に規定されている報告書等とは別にパワーポイント等で原稿を作成するための費用が発生する場合は、「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に沿って積算するという理解でよろしいでしょうか？	ご理解のとおりです。「コンサルタント等契約における研修・招へい実施ガイドライン」に沿って積算してください。										
11	20	別紙1 5-1	別紙1「ドローンによる空撮及び電磁探査による有望水源地点選定のための調査範囲絞り込み手法」報告書目次案における「5-1.モザンビーク国」における「従来型電磁探査との優位性比較」(入札説明書p.20)は、従来型の物理探査(水平電気探査)との比較(入札説明書p.12)を想定し、「従来型電気探査との優位性を比較する」という理解でよいでしょうか。	ご理解のとおりです。ナンブラ市給水システム改善計画準備調査で予定されている水平電気探査の結果と、本調査で実施される空中電磁探査との優位性を比較するという意図です。										
12	21	自然条件調査仕様書	マラウイ国の対象地域において、相対高度90m・撮影領域65km2のDrone撮影は、一般的に見て7日間での作業は限界に近い面積と思われます。図1.1に示された撮影範囲には、相対高度の異なった撮影位置が示されていると思われるので、5cm/ピクセルを満足する高度を設定しても良いでしょうか？	飛行高度90mは目安の参考事例であり、標高差の激しい地形の可能性もあるので、高度の厳密な固定は求めません。目的は地下水調査のためのドローンの空撮による実体視と微地形解析です。目的からすれば、ご提案の「5cm/ピクセルを満足する高度」は実用的で適切であり、歓迎します。										
13	22	別紙2 (2)ドローンによる電磁探査	調査範囲について、「両国における数量は「モザンビーク国 ナンブラ市給水システム改善計画準備調査 ドローン空中写真撮影および地形判読報告書(2024年12 月)」に記載の同等規模を想定する(P22)」とあります。この同等規模とは、1国での調査数量に対してでしょうか	ご理解のとおりです。1か国の調査数量の規模感として、先行するモザンビーク国 ナンブラ市給水システム改善計画準備調査と同等を想定しています。										
14	24	業務量の目途	現地渡航回数が延べ3回とありますが、人月に比して少ないように思われます。各業務従事者が3回渡航するということでしょうか。その場合は予定価格積算のため総渡航回数の目途をご教示ください。	モザンビークとマラウイの現地渡航を横とびで行い、日本⇄現地の往復は業務従事者全体で、合計3回を想定しています。										

15	25	第3章技術提案書作成要領、1. 技術提案書作成に係る要件、(5)配付資料/公開資料等 『「モザンビーク国ナンブラ市給水システム改善計画準備調査」におけるドローン空中写真撮影および地形判読」報告書	「ドローン空中写真撮影および地形判読」における下記の項目について、調査の際に支払った費用をご教示いただけますでしょうか？ ・CENACARTA技術者と国防省役員の同行者への旅費・日当代 ・CENACARTAへのドローン申請費用 ・LACMからのドローンライセンス取得費用 ・税関でのボンド(保証)確保費用 ・国防省への書簡送付費用	(ア) CENACARTA技術者と国防省役員の同行者への旅費・日当代 >上記質問3への回答のとおりです。 (イ)CENACARTAへのドローン申請費用 >CENACARTAによる許可申請手続きについては、費用は発生しません。 (ウ)LACMからのドローンライセンス取得費用 >現時点では提供できる情報がございません。 (エ)税関でのボンド(保証)確保費用 >一時輸入にかかる税関保証金は、持ち込み機材の費用に依拠します。一時輸入の手続きを行うブローカー費用は、約15,000メティカル(MZM)です。 (オ)国防省への書簡送付費用 >CENACARTAが窓口となり国防省へ書簡を送付しますが、CENACARTAによる許可申請手続きについては、費用は発生しません。
16	25	対象国の便宜供与	通訳の配置はされていませんが、予定価格想定のためモザンビークにおいて現地傭人の雇用の想定有無をご教示ください。	現地傭人をマラウイ及びモザンビークでそれぞれ一定期間(ドローンの許可申請、空中電磁探査、空撮実施期間)雇用することを想定しています。
17	28	(3)定額計上	現地再委託にかかる見積について、入札参加者の提案内容によって見積額に差が出る可能性があると考えられます(より良い提案をする事で高額になる等)。 このため公平性の観点から、この費用を定額計上として今回のランプサム(一括確定額請負)型の対象業務から外していただくことは可能でしょうか。	上記質問7への回答のとおりとします。
18	28	第3章 技術提案書作成要領、3 経費積算に係る留意事項、(4)旅費(航空賃)について	JICA側での積算にあたって、どのような渡航ルートを想定されたのかご教示いただけますでしょうか？ また、現地渡航回数はP24の(2)業務量の目途に記載のある延べ3回の本邦から現地への往復を想定されている理解でよろしいでしょうか？	上記質問14への回答のとおりです。
19	28	航空賃について	予定価格想定のためモザンビーク・マラウイを横跳びで渡航する想定なのか2か国分けての渡航を想定しているのかご教示ください。	上記質問14への回答のとおりです。
20	28	定額計上	ドローンを活用した空撮および空中電磁探査の実施にあたり、本邦企業を活用する場合と現地企業を活用する場合では費用に大きな差が出ます。予定価格想定のため、実施主体が本邦企業か現地企業のどちらを想定しているのかご教示ください。 また、このような提案する実施主体や方法によって大きな差額が生じかつ不確実性の高い項目が定額計上や別見積とならない根拠をご教示ください。現地・国内再委託は定額計上の対象となる費目と理解しています。	定額計上については、上記質問7への回答のとおりとします。 また、企業の活用に関しては、第3章 1. (4)に記載のとおり「より多くの情報を本邦企業が収集できるという観点から、直営で実施される場合に高く評価」の方針です。国内再委託が適用される業務は、「コンサルタント等契約における 現地再委託契約ガイドライン」第3章に規定のとおりですが、本調査では国内再委託は想定しません。

以上